

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年11月1日改定）

2023年11月1日掲載

■無通帳型総合口座特約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、<u>当行所定の利用申込書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の方法により当行所定の事務センターに提出してください。また、当行所定のタブレット端末により申込みをする場合には、画面の操作手順に従って、入力等を行ってください。</u></p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座としようとするときは、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により無通帳型総合口座への切替の請求電文を当行に送信してください。この口座への切替は、当行がコンピューターシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(3)、(4)（略）</p>	<p>2 この口座の申込み</p> <p>(1) この口座の利用の申込みをしようとするときは、<u>当行が別途認める場合を除き、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当該端末の画面を当行の本支店又は出張所に提示してください。当行は提示画面の入力事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(2) この口座以外の総合口座取引規定の適用のある通常貯金を受け入れる口座（以下「有通帳口座」といいます。）をこの口座としようとするときは、当行所定のタブレット端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力し、当該端末の画面に表示される請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法によりこの口座への切替の請求電文を当行に送信してください。この口座への切替は、当行がコンピューターシステムにより当該申込内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(3)、(4)（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2022年2月7日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2023年11月1日</u>から実施します。</p>